

（目的）

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- （1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- （2）中海の水質及び流動などに関すること
- （3）中海沿岸農地の排水不良に関すること
- （4）中海の利活用に関すること
- （5）その他

（構成）

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

（会議）

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。
- 4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

（幹事会）

第5条 会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の元気づくり総本部長又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

（部会の設置）

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

（事務局）

第7条 会議には事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県元気づくり総本部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

- 附 則
この要綱は、平成22年4月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年8月23日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年11月19日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

（構成員）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

（幹事）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	元気づくり総本部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長

中海会議設置要綱

(目的)
第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)
第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)
第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)

- 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。
- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)

- 第5条 会議には、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催の**未来づくり推進局長**又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)

- 第7条 会議には事務局を置く。
- 2 事務局は、鳥取県**未来づくり推進局**、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

中海会議設置要綱

(目的)
第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)
第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)
第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)

- 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。
- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)

- 第5条 会議には、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催の**元気づくり総本部長**又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)

- 第7条 会議には事務局を置く。
- 2 事務局は、鳥取県**元気づくり総本部**、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

別表の改正
組織改編

組織改編

改正 育行

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	未来づくり推進局長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長

改正 後

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	未来づくり総本部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長

組織改編

附則の追記

備 考

「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- (4) その他必要な事項。

(構成)

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

(会長)

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

(会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

付則

この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。

付則

平成23年 7月21日 一部改正

平成23年 8月 1日 一部改正

平成24年 7月31日 一部改正

平成25年 7月26日 一部改正

平成27年 7月24日 一部改正

別表 (第4条関係)

1 構成員

国等の機関			
国土交通省		中国地方整備局出雲河川事務所長	
防衛省		航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長	
境港管理組合		港湾管理委員会事務局(技)次長	
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所米子県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部斐伊川神戸川対策課管理監 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長	松江市	大橋川治水事業推進部長 産業観光部長
境港市	建設部長	安来市	政策企画部長 基盤整備部長

2 オブザーバー

気象庁 松江地方气象台
海上保安庁

「中海の水質及び流動会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 水質及び流動などの調査・分析
- (2) 水質改善策の評価・検討
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 元気づくり総本部 広域連携課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	市民環境部長
境港市	市民生活部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長

「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第1条の目的を達成するために、中海沿岸の農地における排水不良を協議検討する「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議における検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 ワーキング・グループは、次の各号について協議検討する。

- (1) 中海沿岸（彦名・崎津）の農地排水不良対策検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキング・グループの構成員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 ワーキング・グループに事務局を置く。

2 事務局は、米子市経済部農林課とする。

3 ワーキング・グループは事務局が必要に応じて招集し、ワーキング・グループの進行は、事務局が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、ワーキング・グループにおいて定める。

附則

この要綱は、平成22年10月6日から施行する。

この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

別表（第4条関係）

1 構成員

団 体 名	部 課 名
米子市	企画部企画課 経済部農林課
国土交通省（中国地方整備局）	出雲河川事務所
農林水産省（中国四国農政局）	整備部（農地整備課）
鳥取県	元気づくり総本部広域連携課 農林水産部農地・水保全課 西部総合事務所地域振興局 " 農林局

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

(検討事項)

第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

- (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営)

第5条 ワーキンググループに事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県元気づくり総本部広域連携課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。
- 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所 松江自然環境事務所
松江市	政策部政策企画課
安来市	政策企画部定住企画課
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	元気づくり総本部広域連携課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所地域振興局 生活環境局 米子県土整備局
島根県	政策企画監局政策企画監室 環境生活部環境政策課 自然環境課 農林水産部水産課 土木部高速道路推進課